

令和9（2027）年度栃木県立高等学校入学者選抜実施細則等説明会資料

1 募集定員について

（細則1頁参照）

募集定員については、栃木県公式ホームページに掲載されている「令和9（2027）年度栃木県立高等学校の生徒並びに特別支援学校の高等部の生徒及び幼稚部の幼児の募集定員について」を参考にする。

※ 右の二次元コードから、募集定員を確認することができる。



2 出願について

(1) インターネット出願について

- ① インターネット出願申請フォームにおいて、志願者又は保護者が登録する志願者の氏名は、原則、「住民票に記載されている文字どおり」とする。ただし、外字等については、相当する常用漢字で登録するものとする。

また、外国籍の者が日本名を通称としている場合は、日本名を記入してもよい。

なお、インターネット出願フォームで登録した志願者氏名と調査書の受検者氏名の表記の仕方が異なる場合には、中学校は、調査書等の提出期間に志願先高等学校へ連絡するものとする。

- ② 高等学校に提出のあった調査書データの「受検者氏名」に文字表示の不具合が生じた場合は、高等学校は、インターネット出願申請フォームに登録された、「中学校名」、「（氏名の）ふりがな」、「生年月日」により突合し、志願者の確認を行うものとする。（細則31頁参照）

- ③ 入学者選抜に係る各種様式等については、栃木県のホームページにある「申請書等ダウンロードサービス」（※）に主な様式及び調査書の CSV データを掲載するので、ここからダウンロードし、作成するものとする。ただし、原則、罫線をずらして無理にデータを挿入したり、様式内の文字を改変したりすることはできない。

（※）栃木県教育委員会のホームページにある「入学選考・選抜」→「令和9（2027）年度県立高等学校入学者選抜に関するお知らせ」から、当該ページを参照することができる。

- ④ 各種様式の作成及び提出については、【表1】のとおりとし、下記の点に留意する。

ア 様式配-1の作成にあたっては、中学校は、希望する配慮事項等について、中学校における配慮の内容を踏まえ、志願者・保護者と中学校長が事前に十分な確認を行うものとする。

【表1】

様式	内容	作成者	提出者
1	証明書	中学校	中学校
2	栃木県立高等学校入学志願承認申請書	志願者・保護者	中学校
3	出願変更願	志願者・保護者	志願者・保護者（注）
4	自己申告書	志願者・保護者	志願者
5	卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	志願者	志願者
6-1	作文による受検許可願	志願者	志願者
8	受検辞退届	志願者・保護者	中学校
11	自己表現シート	志願者	中学校

12	追検査申請書	志願者・保護者	中学校
海	海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書	志願者・保護者	中学校
配-1	配慮受検希望調書	中学校	中学校
配-2	入学者選抜における配慮申請書	志願者・保護者	中学校

(注) 志願者・保護者の代理として中学校が提出しても差し支えない。

⑤ 各種様式の作成方法については、【表2】のとおりとし、下記の点に留意する。

ア 【表2】の作成方法において、自筆及び電子データどちらにも○が付いている場合には、電子データ、自筆どちらで作成してもよい。筆記具不問としている様式は、PDF ファイルによる提出とするので、自筆で作成した場合は PDF 化し、提出する。PDF 化した際、文字が読み取ることができるように留意すること。

イ 印字した文字と手書き文字が混じっていてもよい。正しい文字ならゴム印を使用してもよい。

ウ 様式海、様式配-2については、原則、ワードファイルにより作成する。なお、志願者・保護者の意向を十分くみ取り、内容について相互確認した上で、中学校が作成することも差し支えない。その際、志願者氏名、保護者氏名を自署としてもよい。

エ 様式配-1については、ワードファイルにより作成する。なお、志願者・保護者の意向を十分くみ取り、内容について相互確認した上で、中学校が作成すること。

オ 様式11については、原則、A4判縦型1枚で作成する。ただし、学校独自質問を 質問 の欄に転記した際、1ページに収まらない場合は、2ページになっても差し支えない。質問 の欄以外の枠や罫線の改変はできない。

カ 様式海、様式配-1、様式配-2について、記載内容が1ページに収まらない場合は、2ページ以上になっても差し支えない。

キ 様式海、様式配-1について、9月14日～10月13日の申請時に、出願の可能性のある高等学校が複数ある場合は、学校名を併記して記入する。

ク 様式4については、出願時に志願者が各高等学校の志願者用フォームにおいて、PDF ファイルでアップロードする。様式1、様式2、様式11、様式海、様式配-2については、調査書の提出期間に中学校が各高等学校の中学校用フォームにおいて、PDF ファイルでアップロードする。

【表2】

様式	内 容	作成方法		自筆で作成する際の留意点	提出する際の媒体
		自筆	電子データ		
1	証明書	○	○	筆記具不問	電子(PDF)
2	栃木県立高等学校入学志願承認申請書	○	○	筆記具不問	電子(PDF)
3	出願変更願	○	○	黒又は青の万年筆 あるいはボールペン	紙
4	自己申告書	○	○	筆記具不問	電子(PDF)
5	卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	○	○	黒又は青の万年筆あるいはボールペン	紙
6-1	作文による受検許可願	○	○	黒又は青の万年筆あるいはボールペン	紙
8	受検辞退届	○	○	黒又は青の万年筆あるいはボールペン	紙

11	自己表現シート	○	○	筆記具不問	電子(PDF)
12	追検査申請書	○	○	黒又は青の万年筆あるいはボールペン	紙
海	海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書	－	○	※2の⑤のウ参照	電子(PDF)
配-1	配慮受検希望調書	－	○	※2の⑤のエ参照	電子(PDF)
配-2	入学者選抜における配慮申請書	－	○	※2の⑤のウ参照	電子(PDF)

⑥ 各種様式の公印の押印等については、【表3】のとおりとする。

【表3】

様式	内 容	保護者	中学校	高等学校
1	証明書	－	×	－
2	栃木県立高等学校入学志願承認申請書	×	×	－
3	出願変更願	×	○	－（注1）
4	自己申告書	×	－	－
5	卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	×（志願者）	－	－
6-1	作文による受検許可願	×（志願者）	－	－
6-2	作文による受検許可書	－	－	×
7	受領証	－	－	×（注2）
8	受検辞退届	×	○	－
9	受検票	－	－	×
10	合格通知書	－	－	○
11	自己表現シート	×（志願者）	－	－
12	追検査申請書	×	○	－
海	海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書	×	×	－
配-1	配慮受検希望調書	×	×	－
配-2	入学者選抜における配慮申請書	×	×	－

※ ○:押印有り ×:押印無し

（注1）高等学校は、「再出願」の入学考査料納付証明の欄に収受印（提出日付）を施す。

（注2）高等学校は、高校収受印の欄に収受印（提出日付）を施す。

(2) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者及び最終学校が外国の現地校である志願者について

① 郵送により出願に要する書類を提出する場合は、下記のとおりとする。

ア 出願に要する書類を折らずに封筒に入れ、封筒の表面に「入学者選抜関係書類」と朱書きする。封筒裏面には、志願者の氏名、住所を明記すること。

イ 書留・親展により、定められた期日必着で、志願先高等学校長あて郵送する。

(3) 県外からの出願について

① 他県の隣接学区・地域内の中学校からの出願に係る入学志願者の取扱いについては、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定によるものとする。

（細則1、58頁参照）

- ② 東日本大震災等に伴い県外の被災地から避難している生徒の出願については、下表のとおりとする。

転入学の区分け		出願の条件	提出書類
住所変更を伴う転入学		県内中学校の生徒と同様とする。	
区域外就学による転入学	県内に居住	保護者の住民票が避難前の住所のままであったとしても、保護者が県内に居住し県内中学校に在籍していることをもって、出願できる。	様式2 (細則35頁参照)
	近隣の隣接学区・地域に居住	保護者の住民票が避難前の住所のままであったとしても、保護者が近隣の隣接学区・地域に居住していることをもって、当該県との隣接県細部協定に基づき出願できる。	様式2 (様式1は不要)
事実上の就学		個別の事情に応じて対応する。	

(4) 出願変更について

ア 出願変更は、志願者及び保護者が納得の上で行い、その内容について、中学校長が了知するものとする。

イ 取下げの際、インターネット出願フォームで「自己申告書」の提出があった志願者に対しては、「自己申告書」の返却は行わない。

ウ 取下げの際、郵送又は持参により提出があった書類については、厳封の上、返却するものとする。

3 受検辞退について

(細則7、20、28、29頁参照)

- (1) 出願者が受検を辞退する場合は、在学又は出身中学校長を経由して「受検辞退届」(様式8)を速やかに出願先高等学校長あて提出する。

出願変更期間に受検を辞退する場合も「受検辞退届」を提出することとし、「出願変更願」の提出は不要とする。

- (2) 受検日当日に欠席する場合は「受検辞退届」を提出する必要はないが、在学又は出身中学校長が、受検を辞退する旨を速やかに当該高等学校長に電話連絡する。

ただし、追検査の対象となる志願者については、細則に従って手続を行うものとする。

(追検査については、細則12、24頁参照)

- (3) 検査開始後に受検者が途中で受検を取りやめた場合は、在学又は出身中学校長を経由して「受検辞退届」を速やかに当該高等学校長あて提出する。また、検査が二日間にわたって実施される場合も同様とする。

- (4) 受検を辞退した者の提出書類等の返却は行わない。

4 再募集について

(細則13、24頁参照)

- (1) 再募集を実施する学校・学科については、栃木県教育委員会のホームページにおいて、令和9(2027)年3月12日午前10時に公表する。
- (2) 入学志願資格については、下表のとおりとする。

県内公立高等学校入学者選抜	国立(高等専門学校を含む)、私立高等学校入学者選抜		志願資格
受検していない	受検していない		有
	受検し、合格している	出願時点で、最終の入学 手続を完了している	無
		出願時点で、最終の入学 手続を完了していない(注)	有
	受検し、不合格である		有
受検し、合格している	受検していない		無
	受検し、合格している	出願時点で、最終の入学 手続を完了している	無
		出願時点で、最終の入学 手続を完了していない(注)	無
	受検し、不合格である		無
受検し、不合格である	受検していない		有
	受検し、合格している	出願時点で、最終の入学 手続を完了している	無
		出願時点で、最終の入学 手続を完了していない(注)	有
	受検し、不合格である		有

(注) 複数の高等学校に合格をしている場合は、出願時点で、いずれの高等学校においても、最終の入学手続を完了していないこととする。